

(目的)

第1条 この規律は旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という)の規定に基づき、乗務員が事業用自動車の運行の安全及び旅客の利便を確保するために遵守すべき事項及び乗務員の服務に関することについて定める。

(関係法令等の遵守)

第2条 乗務員は、道路交通法及び道路運送法等の関係法令の習熟に努め、事業の公共性並びに社会的影響を常に認識して、旅客の利便の確保、並びに輸送の安全及び車両の保全に努めなければならない。

(遵守義務)

第3条 乗務員は、関係法令及び当社の就業規則、諸規定のほか、この規律を遵守するとともに、特に定めのない事項については運行管理者の指示命令を遵守しなければならない。

(乗務員の遵守事項)

第4条 運転者、車掌その他の乗務員は運行を中断し、又は旅客が死傷したときは、運行管理者に報告するとともに、乗車している旅客のために、次の各号に掲げる事項に関して適切な処置をしなければならない。この場合において、旅客の生命を保護するための処置は、他の処置より先にしなければならない。

- (1) 旅客の運送を継続すること。
- (2) 旅客を出発地まで送還すること。
- (3) 旅客を保護すること。
- (4) 死傷者のあるときは、すみやかに応急手当その他の必要な措置を講ずること。
- (5) 死者又は重傷者のあるときは、すみやかに、その旨を家族に通知すること。
- (6) 遺留品を保管すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、死傷者を保護すること。

2 前項の乗務員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 運輸規則第52条に定める持ち込み制限の物品を旅客の現在する車両内に持ち込むこと。
- (2) 酒気を帯びて乗務すること。
- (3) 旅客の現在する車内で喫煙すること。

3 前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 運行時刻前に発車すること。
- (2) 旅客の現在する車両の走行中職務を遂行するために必要な事項以外の事項について話をす

ること。

4 乗務員は、旅客が車内において法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするときは、これを制止し、又は必要な事項を旅客に指示する等の措置を講ずることにより、運送の安全を確保し、及び車内の秩序を維持するように努めなければならない。

(運転者の遵守事項)

第5条 運転者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)日常点検

乗務開始前に所定の日常点検実施要領(日常点検票)により、車両の点検を行い、整備管理者に点検結果を報告し確認を受けなければならない。

(2)点呼

乗務しようとするとき及び乗務を終了したとき、並びに夜間に長距離運行を行う場合には運行管理者が行う点呼を受け、次の事項について報告を行い及び確認を受け、並びに運行の安全に必要な指示を受けなければならない。

(乗務前点呼)

①日常点検の実施結果、及び携行品等の点検・確認

②酒気帯びの有無

③疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無

(乗務後点呼)

①酒気帯びの有無

②車両、道路及び運行の状況

③他の運転者と交替した場合にあっては、当該運転者が交替した運転者に対して行った通告

(乗務途中点呼)

夜間長距離運行の途中、少なくとも一回電話その他の方法による点呼において

(1)車両、道路及び運行の状況

(2)疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無

(3)酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を運行管理者に申し出ること。

(3)の2 疾病、疲労、睡眠不足、天災その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を運行管理者に申し出ること。

(3)の3 車両の運行中疾病、疲労、睡眠不足、天災その他の理由により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、その旨を運行管理者に申し出ること。

- (4) 旅客の現在する車両の運行中当該車両の重大な故障を発見し、又は重大な事故が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに運行を中止し、運行管理者に報告して必要な指示を受けること。
- (5) 坂路において車両から離れるとき及び安全な運行に支障がある箇所を通過するときは、旅客を降車させること。
- (6) 踏切を通過するときは、変速装置を操作しないこと。
- (7) 車両の故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに旅客を誘導して退避させるとともに、列車に対し適切な防護措置をとること。
- (8) 乗務を終了したときは、交替する運転者に対し、乗務中の車両、道路及び運行の状況について通告すること。この場合において、乗務する運転者は、当該車両の制動装置、走行装置その他の重要な部分の機能について点検をすること。
- (9) 乗務記録(運転日報)に必要な事項を記録し、終業点呼時に提出すること。
- (10) 運転操作に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。(制服を着用すること)

2 前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし車掌が乗務しない車両にあつては、(2)に掲げる事項を遵守すればよい。

- (1) 発車は、車掌の合図によって行うこと。
- (2) 発車の直前に安全の確認ができた場合を除き警音器を吹鳴すること。
- (3) 警報装置の設備がない踏切又は踏切警手が配置されていない踏切を通過しようとするときは、車掌の誘導を受けること。
- (4) 自動車を後退させようとするときは、車掌の誘導を受けること。

3 車掌が乗務しない車両の運転者は、乗降口の扉を閉じた後でなければ発車してはならない。また、停車前に乗降口の扉を旅客の乗降のために開かないこと。

4 乗務中は運輸規則第28条の2に定める運行指示書を携行しなければならない。

5 運行の途中において、運行指示書と異なる運行を行う場合には、原則として運行管理者の指示に基づいて行うこと。また、変更の指示を受けた場合には、当該変更の内容、理由及び指示をした運行管理者の氏名を運行指示書に記載しなければならない。

(車掌の遵守事項)

第6条 車掌は、乗務中次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 警報装置の設備がない踏切又は踏切警手が配置されていない踏切を通過しようとするときは、踏切前で降車し、運行の安全を確認して運転者を誘導すること。
- (2) 車両の故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに、旅客を誘導して退避させると

もに、列車に対し適切な防護措置をとること。

(3) 車両を後退させようとするときは、降車し、路肩又は障害物との間隔及び路面その他の道路の状況を運転者に通告するとともに誘導すること。

(4) 発車の合図は、旅客の安全及び車両の左側に、その運行に支障がないことを確認し、かつ、乗降口の扉を閉じた後に行うこと。

(5) 乗降口の扉は、停車前に旅客の乗降のために開かないこと。

(6) 車掌の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

第7条(乗務員の指導教育及び適性診断)

乗務員は、当社が計画的に行う一般的な指導教育及び特定運転者(初任者、準初任者、事故惹起者、高齢者)に対する指導教育を受けるとともに適性診断を受けなければならない。

第8条(健康診断)

乗務員は、当社が行う健康診断を受けなければならない。ただし当社の承認を得て他の医師の診断を受け、その診断書を提出する場合はこの限りでない。

第9条(日常の健康管理)

- ・ 安全運行の確保を図るため、日頃から健康な生活を維持し、睡眠不足、過労の防止等に努め、心身ともに良好な状態で勤務するように心がけること。
- ・ 日頃から飲酒習慣等の改善に心掛け、飲酒するときは翌日の勤務に影響しないように飲酒量等に留意し、酒気を帯びて出勤してはならない。又、運行宿泊先において飲酒してはならない。

第10条(安全運行・事故防止)

- ・ 乗務員は、安全関係法令及び運転技術の習熟に努め、事故の防止に最善を尽くすこと。
- ・ 出発時には、シートベルトの着用の案内及び確認をすること。
- ・ 交通事故が発生したときは、直ちに停車し、人身事故の場合には生命保護を優先的に処置し、車両の安全及び道路における危険防止の措置を講じた後、警察及び運行管理者に通報すること。
- ・ 乗務員は、業務の内外を問わず事故等(交通違反を含む)があった場合は遅滞なく運行管理者に報告すること。

第11条(接遇・苦情処理等)

- ・ 乗務員は、旅客及び公衆に対して言葉づかい及び動作を常に丁寧にすること。

- ・ 旅客より苦情の処理を申し出を受けたときは、誠意を持って対応するとともに、運行管理者に報告すること。

第12条(車両の保全)

- ・ 乗務員は、乗務する車両の外装及び内装の美観を保持するとともに、シートやカバー等車内を清潔に保つように努めること。
- ・ シートベルトは座席に埋没させないなど、乗客が常時着用可能な状態にしておくこと。

第13条(備品の保管、非常用具等の取扱)

- ・ 乗務員は車両に備えた備品、機器及び表示等の保管又は保全に務め、非常扉及び応急用具類、非常信号用具の取扱に習熟すること。

附 則

制定

本規程は、平成27年度4月1日から実施する。

改定

平成31年度8月1日